

カナダ・オンタリオ州の法律扶助事情

第二東京弁護士会会員
日本司法支援センター対応室嘱託
鶴森 雄二
Tsurumori,Yuji

1 はじめに

筆者は、日弁連日本司法支援センター推進本部のカナダ法律扶助制度調査団の一員として、2014年5月20日から22日までの日程で、カナダ・オンタリオ州を訪問した。訪問先は、同州の法律扶助運営団体であるリーガル・エイド・オンタリオ(LAO)、LAOが資金提供している2つのコミュニティ・リーガル・クリニック(クリニック)、弁護士・パラリーガルの指導・監督を行う強制加入団体であるアッパー・カナダ弁護士会、弁護士や裁判官、学者など法律専門職の任意加入団体であるカナダ法曹協会のオンタリオ支部であるオンタリオ法曹協会である。訪問調査の結果については、別途詳細な報告がなされる予定であるが、以下、簡単にオンタリオ州の法律扶助事情を紹介する。

2 オンタリオ州の法律扶助制度について

(1)歴史

オンタリオ州では、1950年代に弁護士のボランティアベースで組織的な法律扶助がはじまったが、1967年より、州政府が資金を提供し、弁護士会が法律扶助制度を運営してきた。1970年代はじめには最初のクリニックが設立された。その後、予算はオープンエンドで拡大していくが(援助対象分野の拡大、クリニックの増設)、1990年代前半の景気後退の影響により、予算の凍結・上限設定などがなされ、同州の法律扶助は危機に直面する。その後、1997年の法律扶助に関する独立専門委員会の報告書をもとに、1998年に法律扶助サービス法が制定され、州政府だけでなく弁護士会からも独立した組織(LAO)が法律扶助制度を運営することとなった。

(2)サービス内容

① 現在、LAOが提供しているサービスは、主として、日本の代理援助に相当する証明書プログラム、デューティー・カウンセル(裁判所内の事務所に待機してサービス提供を行

う弁護士)や資金提供したクリニックによるサービスのほか、クライアント・サービス・センター(無料電話)や裁判所内の法律扶助窓口によるサービス(情報提供や他のサービスへの紹介、証明書プログラムの申込受付、弁護士による簡易な法的助言など)、ロー・スクールの学生が担い手となる扶助団体への資金提供、オンラインでの情報提供、スタッフ弁護士事務所(刑事分野で3つ、家族法分野で8つ、難民分野で1つある)によるサービスなどである。LAOでは、現在、精神障害者、DV被害者、先住民の低所得者層については、優先的なサービス提供を行っている。

② LAOの予算の多く(支出のほぼ半分)は、証明書プログラムに使われている。証明書プログラムでは、利用者はLAOから発行される証明書を持って各自で弁護士のところに行き、証明書に記載された時間だけ弁護士からサービスを受けられる。弁護士にはLAOから報酬が支払われる。対象は、収監されるおそれのある刑事案件、深刻な家族法事件、移民・難民事件などである。利用にあたっては収入基準(単身世帯で年1万800カナダドル以下)があるが、州政府の貧困ラインを下回るものであり、援助対象者は貧困層に限定されている。原則償還不要だが、収入基準を若干オーバーするような場合は、一部または全部の費用償還を条件に援助が受けられる。担い手の中心は開業弁護士である。

③ デューティー・カウンセルは、裁判所内の事務所で待機して、弁護士なしに裁判所を訪れた低所得者層(収入基準あり)に対して、当座の法的援助を提供している(無償)。情報提供や法的助言のほか、保釈申請などでは一部代理活動も行う。家族法分野においては、法廷での同行支援のほか、法廷外での書類作成の支援も行う。担い手は日当制の開業弁護士とスタッフ弁護士である。刑事分野、家族

法分野、精神障害者分野及び賃借人分野のデューティー・カウンセルがいる。

④ クリニックは、上記②③ではカバーされていない分野(住宅問題や社会扶助、人権、雇用など)について、低所得者層を対象にサービスを提供しており、個別事件の代理活動のほか、コミュニティの向上、法教育、法改革運動なども行っている。州全体で77のクリニックが存在するが、そのうちの17は、特定の分野(子どもや高齢者、障害者など)を専門的に扱うスペシャルティ・クリニックである。クリニックの運営は、LAOからは独立した、その地域の代表者などからなる理事会が行っており、クリニックに属するスタッフ弁護士やその他のスタッフなどは、クリニックが独自に採用している。LAOのクリニックに対する資金提供は、LAOの支出の19%が使われている。

(3)サービスの質の確保

LAOでは4000名以上の開業弁護士がLAOのサービス提供を担っているが、弁護士がLAOの法律扶助案件を扱うためには、分野ごとに名簿(panel)に登録される必要があり、名簿に登録(継続登録)されるためには、一定の経験と研修受講が必要である。

(4)予算

現在LAOの予算は、年約4億ドル(2011年／2012年度では3億7160万ドル)である。そのほ

とんど(9割)を州政府からの資金提供が占めている。訪問時のLAO側の説明によれば、財政赤字の中、州政府の資金提供の額は増えているとのことであった。その理由としては、2008年度以降、最新化を実施して、サービス提供の効率化を図っており、州政府から「よく管理された団体」として認められているためであるとのことであった。運営管理費を削減する一方、多様なニーズに応えるため、サービス提供方法の多様化(特にコールセンターやオンラインでの情報提供の充実化、デューティー・カウンセルやスタッフ弁護士事務所の拡大など)を図っているとのことであった(なお、コールセンターーやオンラインでの情報提供の充実化、デューティー・カウンセルやスタッフ弁護士事務所の拡大に対しては、これらが必ずしも依頼者の利益になっていないという批判がある。)。

3 おわりに

今回の訪問調査の前は、オンタリオ州の法律扶助制度は、その予算規模やジュディケア弁護士とスタッフ弁護士が混在しているなどしていることなどから、ある程度安定的に営まれているものと考えていた。しかし、同州の法律扶助制度も、世界的な「効率化」の波にさらされており、そのために様々な問題が生じていることが分かった。同州の法律扶助制度が安定的に営まれていくかどうか、今後も注目していきたい。



IBA東京大会への招待^⑮（マスター編・最終回）

IBA東京大会、So what?

第二東京弁護士会会員 東澤 靖

IBAが毎年開く年次大会を、東京で開催するからどうだというのか? 日本の弁護士には、何の関わりもない。IBAは、日本の弁護士をスルーして勝手に大会を開いていくことができる。日本の弁護士にできることなどない。確かにそうする選択肢もあった。

しかし、国際舞台での存在感が重要だと信じ、何よりも新しい時代を生き抜いていかなければならない若手弁護士の考えは違っていた。東京大会を自分たちのための大会にできないか。日本の弁護士が関心を持ち、日本の弁護士が分科会を、議論をリードできる大会にすることはできないか。IBA東京大会PTはそうした思いが集まる場となった。副座長として、かなりのことが実現できたと自負している。

10月の東京大会は、日本の弁護士にとって新しい時代の出発点となるはずだ。